

兵庫県公報

令和7年11月25日 火曜日 第672号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○ 第373回（定例）兵庫県議会の招集（財政課）	1
○ 保安林の指定予定（治山課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	3
○ 重要調整池に係る検査の結果（東播磨県民局）	3
○ 同 上（但馬県民局）	3

公 告

○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告（税務課）	3
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	4
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	5
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	6
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（同）	6
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	7
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 都市計画の案の縦覧（都市計画課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	18
○ 落札者等の公示（物品管理課）	19
○ 同 上（同）	20
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	20
○ 同 上（東播磨県民局）	20
○ 入札公告（北播磨県民局）	21
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	23
○ 同 上（同）	24

選挙管理委員会告示

○ 令和4年兵庫県選挙管理委員会告示第75号の訂正	24
○ 令和5年兵庫県選挙管理委員会告示第56号の訂正	24

正 誤

○ 令和3年3月31日付け兵庫県公報第28号外中	25
--------------------------	----

告 示

兵庫県告示第1032号

第373回（定例）兵庫県議会を令和7年12月2日神戸市に招集する。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

~~~~~

**兵庫県告示第1033号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

朝来市羽渕字柴苔40、49、51、52の1、字谷ノ上53、53の1、54の2、54の3、57から59まで、字西791

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字柴苔49・51（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、52の1、字谷ノ上53・53の1・54の

2・54の3（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）、字西791

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第1034号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

朝来市和田山町法興寺字法谷8の1から8の4まで、9の1、10（次の図に示す部分に限る。）、11、12、15

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字法谷8の1・8の3・8の4・11・12（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）、15

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第1035号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 指定を解除する区域

令和7年8月19日兵庫県告示第795号により指定した区域（小野市王子町字太郎右兵衛門池868番1の一部）の全部

## 2 特定有害物質の名称

ふつ素及びその化合物

## 3 汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去

~~~~~

兵庫県告示第1036号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和7年11月25日

東播磨県民局長 野 北 浩 三

1 重要調整池の所在地

加古川市神野町神野字門割367番1 ほか14筆

2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ムサシ	加古川市八幡町宗佐1440番地の3	岡 本 篤

~~~~~

**兵庫県告示第1037号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和7年11月25日

兵庫県但馬県民局長 上 田 英 則

## 1 重要調整池の所在地

養父市大屋町夏梅字赤杉17番外25筆

## 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称       | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-----------|-------------------|---------|
| 株式会社ユニバース | 大阪府堺市美原区太井476番地21 | 中 島 秀 範 |

**公 告****軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 免税軽油使用者証

| 業種 | 記号・番号   | 有効期限       | 使用者の住所 | 交付県民局、県民センター | 紛失年月   |
|----|---------|------------|--------|--------------|--------|
| 農業 | A306509 | 令和7年12月22日 | 南あわじ市  | 淡路県民局        | 令和7年3月 |

## 免税証

| 種類               | 用途 | 記号・番号                           | 有効期限           | 枚数 | 免税証に記載された販売業者の所在及び名称      | 交付県民局、県民センター | 紛失年月       |
|------------------|----|---------------------------------|----------------|----|---------------------------|--------------|------------|
| 100<br>リットル<br>券 | 農業 | H11 4378288<br>～<br>H11 4378289 | 令和7年<br>12月22日 | 2  | 南あわじ市青木17-1<br>JAあわじ島本所SS | 淡路県民局        | 令和7<br>年3月 |
| 50<br>リットル<br>券  | 農業 | H11 4378290<br>～<br>H11 4378291 | 令和7年<br>12月22日 | 2  | 南あわじ市青木17-1<br>JAあわじ島本所SS | 淡路県民局        | 令和7<br>年3月 |

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
光都(5) (138000230)	赤穂郡上郡町光都（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
光都(6) (138000231)	赤穂郡上郡町光都（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
光都(7) (138000232)	赤穂郡上郡町光都（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
光都(8) (138000233)	赤穂郡上郡町光都（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
光都(9) (138000234)	赤穂郡上郡町光都（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
光都(10) (138000235)	赤穂郡上郡町光都（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図6までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和7年12月3日（水）から同月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

令和7年12月17日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月13日（金）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                   | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|-------------------|---------------------|-------------------------------|
| 光都(5)<br>(138000230)  | 赤穂郡上郡町光都（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 光都(6)<br>(138000231)  | 赤穂郡上郡町光都（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 光都(7)<br>(138000232)  | 赤穂郡上郡町光都（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 光都(8)<br>(138000233)  | 赤穂郡上郡町光都（別図4のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 光都(9)<br>(138000234)  | 赤穂郡上郡町光都（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 光都(10)<br>(138000235) | 赤穂郡上郡町光都（別図6のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |

（別図1から別図6までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 指定の案の閲覧期間

令和7年12月3日（水）から同月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

## 3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

## (3) 提出期限

令和7年12月17日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月13日（金）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第52号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 改正しようとする区域の案

那波南本町Ⅲ（109000193）の項中別図192を次の図面のとおり改める。

（次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和7年12月3日（水）から同月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 改正の案の閲覧場所

西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

令和7年12月17日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月13日（金）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                      | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------------|-------------------|---------------------|
| 細工所(1) II<br>(122010377) | 丹波篠山市細工所(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 藤坂(3) II<br>(122010378)  | 丹波篠山市藤坂(別図2のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 藤坂(4) II<br>(122010379)  | 丹波篠山市藤坂(別図3のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 大藤(1) II<br>(122010380)  | 丹波篠山市大藤(別図4のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |

(別図1から別図4までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

## 2 指定の案の閲覧期間

令和7年12月3日（水）から同月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

## 3 指定の案の閲覧場所

丹波県民局丹波土木事務所管理課、丹波篠山市役所市民生活部市民安全課

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

丹波県民局丹波土木事務所管理課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

## (3) 提出期限

令和7年12月17日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月16日（月）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
細工所(1) II (122010377)	丹波篠山市細工所(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
藤坂(3) II (122010378)	丹波篠山市藤坂(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
藤坂(4) II (122010379)	丹波篠山市藤坂(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
大藤(1) II (122010380)	丹波篠山市大藤(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

(別図1から別図4までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和7年12月3日（水）から同月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 指定の案の閲覧場所

丹波県民局丹波土木事務所管理課、丹波篠山市役所市民生活部市民安全課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

丹波県民局丹波土木事務所管理課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和7年12月17日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月16日（月）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成18年兵庫県告示第1021号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

## 1 改正しようとする区域の案

下篠見(3) II (122010020) の項中別図20を次の図面のとおり改める。

上篠見(1) III (122010027) の項中別図27を次の図面のとおり改める。

山田III (122010033) の項中別図33を次の図面のとおり改める。

中(1) I (122010044) の項中別図43を次の図面のとおり改める。

奥山 I (122010060) の項中別図59を次の図面のとおり改める。

中III (122010095) の項中別図94を次の図面のとおり改める。

(これらの図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

## 2 改正の案の閲覧期間

令和7年12月3日（水）から同月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 改正の案の閲覧場所

丹波県民局丹波土木事務所管理課、丹波篠山市役所市民生活部市民安全課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

丹波県民局丹波土木事務所管理課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和7年12月17日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月16日（月）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

令和2年兵庫県告示第411号（土砂災害警戒区域の改正）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 改正しようとする区域の案

和田I（122010277）の項中別図23を次の図面のとおり改める。

瀬利(2)II（122010309）の項中別図55を次の図面のとおり改める。

（これらの図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和7年12月3日（水）から同月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 改正の案の閲覧場所

丹波県民局丹波土木事務所管理課、丹波篠山市役所市民生活部市民安全課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

丹波県民局丹波土木事務所管理課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和7年12月17日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月16日（月）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧**

平成30年兵庫県告示第628号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 改正しようとする区域の案

下篠見(3) II (122010020) の項中別図20を次の図面のとおり改める。

上篠見(1) III (122010027) の項中別図27を次の図面のとおり改める。

山田III (122010033) の項中別図33を次の図面のとおり改める。

中(1) I (122010044) の項中別図43を次の図面のとおり改める。

奥山 I (122010060) の項中別図59を次の図面のとおり改める。

中III (122010095) の項中別図94を次の図面のとおり改める。

(これらの図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

## 2 改正の案の閲覧期間

令和7年12月3日（水）から同月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

## 3 改正の案の閲覧場所

丹波県民局丹波土木事務所管理課、丹波篠山市役所市民生活部市民安全課

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

丹波県民局丹波土木事務所管理課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

## (3) 提出期限

令和7年12月17日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月16日（月）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧

令和2年兵庫県告示第420号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 改正しようとする区域の案

和田 I (122010277) の項中別図97を次の図面のとおり改める。

瀬利(2) II (122010309) の項中別図125を次の図面のとおり改める。

(これらの図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和7年12月3日（水）から同月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 改正の案の閲覧場所

丹波県民局丹波土木事務所管理課、丹波篠山市役所市民生活部市民安全課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

丹波県民局丹波土木事務所管理課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和7年12月17日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月16日（月）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**都市計画の案の縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 (1) 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（阪神地域都市計画区域マスターplan）

(2) 都市計画を変更する土地の区域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町

(3) 都市計画の案の縦覧期間

令和7年11月25日から同年12月9日まで

(4) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、尼崎市都市整備局都市計画部都市計画課、西宮市政策局都市計画部都市計画課、芦屋市都市政策部都市政策室都市政策課、伊丹市都市活力部都市整備室都市計画課、宝塚市都市整備部都市計画課、川西市都市政策部都市政策課、三田市都市整備部都市デザイン課及び猪名川町まちづくり部都市政策課

2 (1) 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画都市再開発の方針

(2) 都市計画を変更する土地の区域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町

(3) 都市計画の案の縦覧期間

令和7年11月25日から同年12月9日まで

(4) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、尼崎市都市整備局都市計画部都市計画課、西宮市政策局都市計画部都市計画課、芦屋市都市政策部都市政策室都市政策課、伊丹市都市活力部都市整備室都市計画課、宝塚市都市整備部都市計画課、川西市都市政策部都市政策課、三田市都市整備部都市デザイン課及び猪名川町まちづくり部都市政策課

3 (1) 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針

(2) 都市計画を変更する土地の区域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町

(3) 都市計画の案の縦覧期間

令和7年11月25日から同年12月9日まで

(4) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、尼崎市都市整備局都市計画部都市計画課、西宮市政策局都市計画部都市計画課、芦屋市都市政策部都市政策室都市政策課、伊丹市都市活力部都市整備室都市計画課、宝塚市都市整備部都市計画課、川西市都市政策部都市政策課、三田市都市整備部都市デザイン課及び猪名川町まちづくり部都市政策課

4 (1) 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画防災街区整備方針

(2) 都市計画を変更する土地の区域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町

(3) 都市計画の案の縦覧期間

令和7年11月25日から同年12月9日まで

(4) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、尼崎市都市整備局都市計画部都市計画課、西宮市政策局都市計画部都市計画課、芦屋市都市政策部都市政策室都市政策課、伊丹市都市活力部都市整備室都市計画課、宝塚市都市整備部都市計画課、川西市都市政策部都市政策課、三田市都市整備部都市デザイン課及び猪名川町まちづくり部都市政策課

5 (1) 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画区域区分

(2) 都市計画を変更する土地の区域

芦屋市、宝塚市及び川西市

(3) 都市計画の案の縦覧期間

令和7年11月25日から同年12月9日まで

(4) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、尼崎市都市整備局都市計画部都市計画課、西宮市政策局都市計画部都市計画課、芦屋市都市政策部都市政策室都市政策課、伊丹市都市活力部都市整備室都市計画課、宝塚市都市整備部都市計画課、川西市都市政策部都市政策課、三田市都市整備部都市デザイン課及び猪名川町まちづくり部都市政策課

6 意見書の提出

意見書を提出しようとする者は、この案についての意見をできるだけ具体的に記載し、以下により提出すること。

(1) 持参又は郵送による場合

住所、氏名、電話番号並びに意見の対象とした都市計画の種類及び名称を記載し、神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部都市計画課に縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

(2) インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム共同運営システム(e-ひょうご)」を利用して、画面の指示に従って縦覧期間満了の日までに提出すること。

アドレス <https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1754540860411>

QRコード



7 ホームページへの掲載

都市計画案は兵庫県ホームページ([https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r07\\_toshimas\\_juuran.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r07_toshimas_juuran.html))に掲載する。

8 問合せ先

兵庫県まちづくり部都市計画課

電話 (078) 362-3588

~~~~~

都市計画の案の縦覧

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 (1) 都市計画の種類及び名称

「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「加西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(播磨東部地域都市計画区域マスタープラン)

1 (2) 都市計画を変更する土地の区域

明石市、加古川市、高砂市、播磨町、稻美町、三木市、小野市、加西市、西脇市、加東市及び多可町

1 (3) 都市計画の案の縦覧期間

令和7年11月25日から同年12月9日まで

1 (4) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、明石市都市局都市整備室都市総務課、加古川市都市計画部都市計画課、高砂市都市創造部都市住宅室都市政策課、播磨町都市基盤部都市計画課、稻美町地域整備部都市計画課、三木市都市整備部都市政策課、小野市地域振興部まちづくり課、加西市建設部都市計画課、西脇市建設水道部都市計画課、加東市都市整備部都市政策課及び多可町建設課

2 (1) 都市計画の種類及び名称

東播都市計画都市再開発の方針

2 (2) 都市計画を変更する土地の区域

明石市、加古川市、高砂市、播磨町、稻美町、三木市、小野市、加西市、西脇市及び加東市

2 (3) 都市計画の案の縦覧期間

令和7年11月25日から同年12月9日まで

2 (4) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、明石市都市局都市整備室都市総務課、加古川市都市計画部都市計画課、高砂市都市創造部都市住宅室都市政策課、播磨町都市基盤部都市計画課、稻美町地域整備部都市計画課、三木市都市整備部都市政策課、小野市地域振興部まちづくり課、加西市建設部都市計画課、西脇市建設水道部都市計画課及び加東市都市整備部都市政策課

3 (1) 都市計画の種類及び名称

東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針

3 (2) 都市計画を変更する土地の区域

明石市、加古川市、高砂市、播磨町、稻美町、三木市、小野市、加西市、西脇市及び加東市

3 (3) 都市計画の案の縦覧期間

令和7年11月25日から同年12月9日まで

3 (4) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、明石市都市局都市整備室都市総務課、加古川市都市計画部都市計画課、高砂市都市創造部都市住宅室都市政策課、播磨町都市基盤部都市計画課、稻美町地域整備部都市計画課、三木市都市整備部都市政策課、小野市地域振興部まちづくり課、加西市建設部都市計画課、西脇市建設水道部都市計画課及び加東市都市整備部都市政策課

4 (1) 都市計画の種類及び名称

東播都市計画防災街区整備方針

4 (2) 都市計画を変更する土地の区域

明石市、加古川市、高砂市、播磨町、稻美町、三木市、小野市、加西市、西脇市及び加東市

4 (3) 都市計画の案の縦覧期間

令和7年11月25日から同年12月9日まで

4 (4) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、明石市都市局都市整備室都市総務課、加古川市都市計画部都市計画課、高砂市都市創造部都市住宅室都市政策課、播磨町都市基盤部都市計画課、稻美町地域整備部都市計画課、三木市都市整備部都市政策課、小野市地域振興部まちづくり課、加西市建設部都市計画課、西脇市建設水道部都市計画課及び加東市都市整備部都市政策課

5 (1) 都市計画の種類及び名称

東播都市計画区域区分

5 (2) 都市計画を変更する土地の区域

小野市、加西市及び加東市

(3) 都市計画の案の縦覧期間

令和7年11月25日から同年12月9日まで

(4) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、明石市都市局都市整備室都市総務課、加古川市都市計画部都市計画課、高砂市都市創造部都市住宅室都市政策課、播磨町都市基盤部都市計画課、稻美町地域整備部都市計画課、三木市都市整備部都市政策課、小野市地域振興部まちづくり課、加西市建設部都市計画課、西脇市建設水道部都市計画課及び加東市都市整備部都市政策課

6 意見書の提出

意見書を提出しようとする者は、この案についての意見をできるだけ具体的に記載し、以下により提出すること。

(1) 持参又は郵送による場合

住所、氏名、電話番号並びに意見の対象とした都市計画の種類及び名称を記載し、神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部都市計画課に縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

(2) インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム共同運営システム(e-ひょうご)」を利用して、画面の指示に従って縦覧期間満了の日までに提出すること。

アドレス <https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1754543004962>

QRコード



7 ホームページへの掲載

都市計画案は兵庫県ホームページ(https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r07_toshimas_juuran.html)に掲載する。

8 問合せ先

兵庫県まちづくり部都市計画課

電話 (078) 362-3588

~~~~~

**都市計画の案の縦覧**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 (1) 都市計画の種類及び名称

「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(播磨西部地域都市計画区域マスタープラン)

## (2) 都市計画を変更する土地の区域

姫路市、たつの市、福崎町、太子町、相生市、赤穂市、上郡町、宍粟市及び佐用町

## (3) 都市計画の案の縦覧期間

令和7年11月25日から同年12月9日まで

## (4) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、姫路市都市局まちづくり部都市計画課、たつの市都市政策部都市計画課、福崎町まちづくり課、太子町経済建設部まちづくり課、相生市建設農林部都市整備課、赤穂市建設部都市計画課、上郡町建設課、宍粟市建設部住宅土地政策課及び佐用町建設課道路河川室

2 (1) 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画都市再開発の方針

(2) 都市計画を変更する土地の区域  
姫路市、たつの市、福崎町及び太子町

(3) 都市計画の案の縦覧期間  
令和7年11月25日から同年12月9日まで

(4) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課、姫路市都市局まちづくり部都市計画課、たつの市都市政策部都市計画課、福崎町まちづくり課及び太子町経済建設部まちづくり課

3 (1) 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針

(2) 都市計画を変更する土地の区域  
姫路市、たつの市、福崎町及び太子町

(3) 都市計画の案の縦覧期間  
令和7年11月25日から同年12月9日まで

(4) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課、姫路市都市局まちづくり部都市計画課、たつの市都市政策部都市計画課、福崎町まちづくり課及び太子町経済建設部まちづくり課

4 (1) 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画防災街区整備方針

(2) 都市計画を変更する土地の区域  
姫路市、たつの市、福崎町及び太子町

(3) 都市計画の案の縦覧期間  
令和7年11月25日から同年12月9日まで

(4) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課、姫路市都市局まちづくり部都市計画課、たつの市都市政策部都市計画課、福崎町まちづくり課及び太子町経済建設部まちづくり課

5 (1) 都市計画の種類及び名称  
西播都市計画防災街区整備方針

(2) 都市計画を変更する土地の区域  
相生市、赤穂市及び上郡町

(3) 都市計画の案の縦覧期間  
令和7年11月25日から同年12月9日まで

(4) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課、相生市建設農林部都市整備課、赤穂市建設部都市計画課及び上郡町建設課

6 (1) 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画区域区分

(2) 都市計画を変更する土地の区域  
たつの市

(3) 都市計画の案の縦覧期間  
令和7年11月25日から同年12月9日まで

(4) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課、姫路市都市局まちづくり部都市計画課、たつの市都市政策部都市計画課、福崎町まちづくり課及び太子町経済建設部まちづくり課

7 意見書の提出  
意見書を提出しようとする者は、この案についての意見をできるだけ具体的に記載し、以下により提出すること。

(1) 持参又は郵送による場合  
住所、氏名、電話番号並びに意見の対象とした都市計画の種類及び名称を記載し、神戸市中央区下山手

通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部都市計画課に縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

(2) インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム共同運営システム( e - ひょうご )」を利用して、画面の指示に従って縦覧期間満了の日までに提出すること。

アドレス <https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1754542960130>

QRコード



8 ホームページへの掲載

都市計画案は兵庫県ホームページ ([https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r07\\_toshimas\\_juuran.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r07_toshimas_juuran.html)) に掲載する。

9 問合せ先

兵庫県まちづくり部都市計画課

電話 (078) 362-3588

~~~~~

都市計画の案の縦覧

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 都市計画の種類及び名称

「豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(但馬地域都市計画区域マスターplan)

2 都市計画を変更する土地の区域

豊岡市、新温泉町、香美町、養父市及び朝来市

3 都市計画の案の縦覧期間

令和7年11月25日から同年12月9日まで

4 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、豊岡市都市整備部都市整備課、新温泉町建設課、香美町建設課、養父市まち整備部土地利用未来課及び朝来市都市整備部都市政策課

5 意見書の提出

意見書を提出しようとする者は、この案についての意見をできるだけ具体的に記載し、以下により提出すること。

(1) 持参又は郵送による場合

住所、氏名、電話番号並びに意見の対象とする都市計画の種類及び名称を記載し、神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部都市計画課に縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

(2) インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム共同運営システム(e - ひょうご)」を利用して、画面の指示に従って縦覧期間満了の日までに提出すること。

アドレス <https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1754542905504>

QRコード

**6 ホームページへの掲載**

都市計画案は兵庫県ホームページ (https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r07_toshimas_juuran.html) に掲載する。

7 問合せ先

兵庫県まちづくり部都市計画課
電話 (078) 362-3588

~~~~~

**都市計画の案の縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

**1 都市計画の種類及び名称**

「篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」  
(丹波地域都市計画区域マスターplan)

**2 都市計画を変更する土地の区域**

丹波篠山市及び丹波市

**3 都市計画の案の縦覧期間**

令和7年11月25日から同年12月9日まで

**4 縦覧場所**

兵庫県まちづくり部都市計画課、丹波篠山市まちづくり部地域計画課及び丹波市建設部都市住宅課

**5 意見書の提出**

意見書を提出しようとする者は、この案についての意見をできるだけ具体的に記載し、以下により提出すること。

**(1) 持参又は郵送による場合**

住所、氏名、電話番号並びに意見の対象とした都市計画の種類及び名称を記載し、神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部都市計画課に縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

**(2) インターネットによる場合**

「兵庫県電子申請システム共同運営システム(e-ひょうご)」を利用して、画面の指示に従って縦覧期間満了の日までに提出すること。

アドレス <https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1754544082559>

QRコード

**6 ホームページへの掲載**

都市計画案は兵庫県ホームページ ([https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r07\\_toshimas\\_juuran.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r07_toshimas_juuran.html)) に掲載する。

**7 問合せ先**

兵庫県まちづくり部都市計画課  
電話 (078) 362-3588



### 都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 都市計画の種類及び名称

「洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（淡路地域都市計画区域マスターplan）

2 都市計画を変更する土地の区域

洲本市、淡路市及び南あわじ市

3 都市計画の案の縦覧期間

令和7年11月25日から同年12月9日まで

4 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、洲本市都市整備部都市計画課、淡路市都市整備部都市計画課及び南あわじ市産業建設部都市政策課

5 意見書の提出

意見書を提出しようとする者は、この案についての意見をできるだけ具体的に記載し、以下により提出すること。

(1) 持参又は郵送による場合

住所、氏名、電話番号並びに意見の対象とした都市計画の種類及び名称を記載し、神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部都市計画課に縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

(2) インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム共同運営システム(e-ひょうご)」を利用して、画面の指示に従って縦覧期間満了の日までに提出すること。

アドレス <https://www.e-hyogo.eig-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1754544174086>

QRコード



6 ホームページへの掲載

都市計画案は兵庫県ホームページ（[https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r07\\_toshimas\\_juuran.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r07_toshimas_juuran.html)）に掲載する。

7 問合せ先

兵庫県まちづくり部都市計画課

電話 (078) 362-3588



### 都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県に意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 都市計画の種類及び名称  
南あわじ都市計画道路  
3.5.400号 福良港線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
南あわじ市福良 字大江、字祖江、字居神
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
令和7年11月25日から同年12月9日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び南あわじ市産業建設部都市政策課
- 5 意見書の提出  
意見書を提出しようとする者は、この案についての意見をできるだけ具体的に記載し、以下により提出すること。
  - (1) 持参又は郵送による場合  
住所、氏名を記載し、神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部都市計画課に縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。
  - (2) インターネットによる場合  
「兵庫県電子申請システム共同運営システム（e-ひょうご）」を利用して、画面の指示に従って縦覧期間満了の日までに提出すること。  
アドレス <https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1760673906713>  
QRコード  

- 6 ホームページへの掲載  
都市計画案は兵庫県ホームページ（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r6juuran.html>）に掲載する。
- 7 問合せ先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
電話（078）362-4307

~~~~~

落札者等の公示

WT.Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和7年11月25日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
道路管理パトロール車 8台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年11月6日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社神戸マツダ
神戸市兵庫区東柳原町3番10号
- 5 落札金額
52,772,676円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和7年9月26日

~~~~~

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年11月25日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 落札に係る物品の名称及び数量

災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ式 160台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和7年11月10日

4 落札者の名称及び住所

株式会社ミヨシ

神戸市中央区磯上通8丁目1番29号 カサベラビルC &amp; M403号室

5 落札金額

46,941,400円（税込）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和7年9月30日

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

芦屋市六麓荘町160番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

東京都港区赤坂5-3-3

濱 口 秀 司

3 許可年月日及び許可番号

令和7年11月12日

兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-3-2号（4芦屋）

~~~~~

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市米田町米田字上新田1001番4、1001番26

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市米田町米田894番地の3

タカミ建設株式会社 代表取締役 小 苗 治 隆

3 許可年月日及び許可番号

令和7年3月24日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-35号（6高砂）

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年11月25日

契約担当者

兵庫県北播磨県民局長 成田 徹一

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県西神戸庁舎ほか15施設で使用する電気 予定数量4,002,866キロワット時／年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局物品管理課 電話（078）341-7711 内線4936

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県環境部環境政策課 電話（078）341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和7年11月25日（火）から同年12月16日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒673-1431 加東市社字西柿1075-2

兵庫県北播磨県民局総務企画室総務防災課（財務担当） 担当 中野

電話 (0795) 42-9306

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和7年11月26日（水）から同年12月16日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和8年1月29日（木）午後2時から

場所 兵庫県社総合庁舎本館201会議室（加東市社字西柿1075-2）

(4) 入札書の受領期限

上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年1月28日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年1月27日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和7年12月16日（火）午後5時までに提出すること。また、上記(2)ア及び(3)アに示した国及び地方公共団体との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に關し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間まであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具备した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否
要作成

(8) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:
Tetsuichi Narita, Executive Director General, Kitaharima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:
Supply of electric power, 4,002,866 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:
As per designated by the head of the procuring entity in specification

(4) Location:
As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:
14:00 January 29, 2026 by direct delivery
17:00 January 28, 2026 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:
Ms. Nakano, General Affairs Office, Kitaharima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government
1075-2 Yashiro, Kato, Hyogo 673-1431
TEL (0795) 42-9306

~~~~~

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

底地：赤穂市北野中字瓦師126番1から126番5までの各一部、127番の一部

同 市砂子字河下150番1、152番2の各一部

仮換地：西播都市計画事業野中・砂子土地区画整理事業23街区4画地

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市東今宿三丁目2番11号

株式会社たか屋 代表取締役 鎌 田 経 彦

3 許可年月日及び許可番号

令和7年6月23日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-6号（7赤穂）

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年11月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

底地：赤穂市北野中字瓦師123番の一部、124番1の一部、124番2の一部、125番1から125番3までの各一部、126番2の一部

同 市砂子字河下152番1、152番2、153番の各一部

仮換地：西播都市計画事業野中・砂子土地区画整理事業24街区1、2、3画地

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市東今宿三丁目2番11号

株式会社たか屋 代表取締役 鎌 田 経 彦

3 許可年月日及び許可番号

令和7年6月23日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-7号（7赤穂）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第57号

自由民主党神河町支部から提出された令和3年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、令和4年兵庫県選挙管理委員会告示第75号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和7年11月25日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永 田 秀 一

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党神河町支部の欄中

「 本部又は支部から供与された交付金に係る 50,400

収入

自由民主党兵庫県支部連合会 50,400 」

を

「 本部又は支部から供与された交付金に係る 50,400

収入

自由民主党兵庫県第十二選挙区支部 50,400 」

に改める。

~~~~~

##### 兵庫県選挙管理委員会告示第58号

自由民主党神河町支部及び自由民主党兵庫県尼崎市第四支部から提出された令和4年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、令和5年兵庫県選挙管理委員会告示第56号中、収支報告書の要旨を

次のとおり訂正する。

令和7年11月25日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永 田 秀 一

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党神河町支部の欄中

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 「 本部又は支部から供与された交付金に係る | 49,800   |
| 収入                    |          |
| 自由民主党兵庫県支部連合会         | 49,800 」 |
| を                     |          |
| 「 本部又は支部から供与された交付金に係る | 49,800   |
| 収入                    |          |
| 自由民主党兵庫県第十二選挙区支部      | 49,800 」 |

に改める。

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県尼崎市第四支部の欄中

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 「 1 収入総額            | 0           |
| 2 支出総額              | 0 」         |
| を                   |             |
| 「 1 収入総額            | 1,500,000   |
| 前年繰越額               | 0           |
| 本年収入額               | 1,500,000   |
| 2 支出総額              | 0           |
| 3 本年収入の内訳           |             |
| 本部又は支部から供与された交付金に係る | 1,500,000   |
| 収入                  |             |
| 自由民主党兵庫県支部連合会       | 1,500,000 」 |

に改める。

正

誤

○令和3年3月31日付け（兵庫県公報第28号外）

兵庫県企業庁管理規程第2号（企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する管理規程）中

| (ページ) | (行)       | (誤)           | (正)            |
|-------|-----------|---------------|----------------|
| 1     | 下から<br>13 | 第26条第1項の規定により | 第5条の4第1項の規定により |